

短期入所生活介護契約書

____様（以下、「利用者」といいます）と墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行なう短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、提供されたサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定期間満了日までとします。

2 この契約の契約期間は、別記「サービス利用期間」のとおりとします。

3 利用者は、利用開始予定日の前日午後5時までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し込むことができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断れません。

4 利用者は、利用開始日の午前9:00以降に入所し、利用終了日の午後5:00までに退所するものとします。

5 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（短期入所生活介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（短期入所生活介護の提供場所・内容）

第4条 短期入所生活介護の提供場所は墨田区特別養護老人ホームはなみずきホームです。所在地及び設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、「短期入所生活介護計画」に沿ってサービスを提供します。

5 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ないません。やむを得ず身体的拘束を行なう

場合は、利用者又は家族の承認を得ます。

- 6 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うようにします。

（サービスの提供の記録）

第5条 利用者に同居の家族がいる場合、事業者は、短期入所生活介護の実施終了後、実施したサービスの内容等をその家族に説明します。

- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第2項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第3項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

（利用料金）

第6条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までに利用者又は家族に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに口座振替、振込、現金支払い等の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

（利用開始前のサービスの中止）

第7条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前日午前9時30分までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が利用開始予定日の前日午前9時30分までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、1日分の利用料の一部を請求することができます。この場合事業者は、明細を付した請求書を利用者に交付し、利用者は請求書の交付を受けてから30日間以内に支払うものとします。

（利用期間中の中止）

第8条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

（料金の変更）

第9条 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

（契約の終了）

第10条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、14日間の予告期間をおきます。
 - ① 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が、事業者やサービス従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び当該家族の個人情報を用いません。
- 3 個人情報の取り扱いについては、当施設「個人情報保護に関する基本方針」および別記「当施設における個人情報の利用目的」により保護に努めます。

（賠償責任）

第12条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第13条 事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が

生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡すると共に医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（連携）

第14条 事業者は、短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約書の内容を介護支援専門員に速やかに連絡します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、速やかに介護支援専門員に連絡します。なお、第10条第2項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

（相談・苦情対応）

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（本契約に定めのない事項）

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日

年

月

日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム
(東京都第1370701987号)

<住 所> 墨田区八広3丁目22番14号

<代表者名> 施設長 三好健太郎 印

利用者

<住 所>

<氏 名> 印

代筆者 ()

利用者家族又は代理人

<住 所>

<氏 名> 印

(利用者本人との関係)

代理人の場合その理由